

答申 個第5号

平成21年6月30日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

保有個人情報非訂正決定処分に関する諮問について（答申）

平成21年3月17日付けFNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

相模原市長が、「平成——年——月——日付け救急番号——の救急報告書（概要欄、意識・JCS・GCS欄の表記、既往症の欄）」を非訂正とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての経緯

本件の異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成21年1月23日、南消防署警備課が所有する申立人に関する救急報告書（平成——年——月日付け救急番号——）について、相模原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）29条1項に基づき保有個人情報の訂正請求を行った。

同年2月19日付けで、条例上の実施機関である相模原市長が非訂正決定（相模原市指令（消南警）第20-6号）を行った。

これに対して申立人が同年2月21日、その非訂正決定を取り消し、訂正若しくは削除を求める異議申立てを行った。

実施機関は、同年3月17日付けで、当審査会に対し条例44条に基づく不服審査の諮問を行った。

## 3 申立人の趣旨及び理由

### （1）訂正請求1

#### ア 趣旨

非訂正決定処分の対象文書の救急報告書1頁概要欄の（本人から聴取）を（警察官から聴取）に訂正若しくは削除すべきである。

#### イ 理由

救急報告書の概要欄は「——と——の交通事故で、——の運転手が負傷。（本人から聴取）傷病者は路上に倒れ、警察官が事故処理中であつた。」とあるが、意識不明で倒れ、一時目を開けたが、再び意識不明になり、意識不明のまま救急車内に収容されたので、対象車両をまったく把握していないため、（本人から聴取）という部分は事実と異なっている。

救急車内で携帯から相模原市国保課へ国保の使用と突然鉄の壁にぶつかった経緯を説明した時、ドアの近くにいた男に「木にぶつかったようなものだ。」といわれ、「違います。」と反論したことがあることから、それ以前に——と——の交通事故について本人から聴取したことは無いと断言できる。

病院到着時16時31分であることから現場出発前後に意識が戻ったものと考えられる。

対象車両は救急隊員が現場で——と視認できる状況にある。

救急隊員はこの事故状況を誰から聞いたのか、現場で意識不明で倒れている私のそばにいた警察官以外にない。

交通事故でぶつかったものが——と判明したのは、搬送された病院から別の病院へ転院しそこを退院した後に、道路使用許可証を取寄せ、それに添付された作業形態図によってである。

実施機関の非訂正理由には、「搬送傷病者(申立人)から聴取を行ったものであると考えられるため」とある。しかし、実施機関は概要欄の記載ルールについて出場場所等における搬送傷病者等からの聴取結果（聴取対象者も明記する）を記載するものであると非訂正決定理由で述べている。搬送傷病者等からの聴取結果であるから、必ずしも搬送傷病者(申立人)からのみ聴取しているものではないはずである。したがって、「搬送傷病者(申立人)から聴取を行ったものであると考えられるため」と結論を出すのは、論理として飛躍している。

## (2) 訂正請求 2

### ア 趣旨

救急報告書 2 頁車内収容時の意識・JCS・GCS 欄の表記を意識なし及び JCS・GCS は意識なしに対応した数値等に訂正すべきである。

### イ 理由

車内収容時 15 時 59 分、現場出発時 16 時 27 分であり、28 分救急車は停車していた。3 (1) の理由から車内収容から 20 分以上意識不明であり、停車していた時間の後半に意識が戻ったので、収容時に観察した時の意識は不明、停車中の 28 分間の後半で意識が戻った時刻に観察した時の意識レベルは正常、と事実を表記する必要がある。

実施機関の決定理由説明書の「ドアが閉まったことを記憶しており」は事実誤認である。

## (3) 訂正請求 3

### ア 趣旨

救急報告書 2 頁既往症の欄の——病院——を削除する。

### イ 理由

既往症の薬の副作用のことは搬送先病院へ到着後、薬の手帳を見せて副作用を話したことがあり、この時に得た情報と思うが、消防署長の説明では救急車内での聴取と聞いたので事実と異なる。

その後消防が車内聴取を搬送先病院医師に引き継ぐまでの間と変更しており、本人聴取にこだわらず、副作用の事実を重視するなら訂正の必要はない

が、本人聴取にこだわるなら訂正する必要がある。

#### 4 実施機関の非訂正決定理由及び決定理由説明要旨

##### (1) 救急報告書等について

救急業務実施基準 20 条の規定に基づき、救急活動記録票を作成し、相模原市救急業務規定 28 条「救急隊長は、救急業務が発生したときは救急報告書を作成し、消防署長に報告するものとする。」の規定に基づき、消防 OA システムを使用し、救急出場ごとに救急報告書を作成し、紙の形で消防署長まで報告されている。

また、消防組織法 40 条の規定に基づき救急事故等報告要領が定められ、市町村は国へ報告義務があるため、作成した救急報告書データを利用し消防庁長官へ統計的な報告をしている。

##### (2) 救急報告書の作成方法

救急報告書は、救急隊が救急業務を終了し、帰署後、救急業務中に作成された救急活動記録票及びメモを基に消防 OA システムに各種情報を入力することにより作成される。なお、システム操作マニュアルはあるが、記載に関するマニュアル等は整備されていない。

##### (3) 異議申し立てに係る処分を行った理由

###### ア 訂正請求 1

###### (ア) 非訂正の決定をした理由

当該欄は、出場場所等における搬送傷病者等からの聴取結果（聴取対象者も明記する）を記載するものであり、搬送傷病者（申立人）から聴取を行ったものであると考えられるため。

###### (イ) 決定理由の説明

前記のとおり本市消防局内で記載に関するマニュアル等を整備していないが、従前から記入方法については事故の概要を誰が見ても一目で分かるように要点をまとめて簡潔に明記するものとしている。また、聴取を行った場合には聴取対象者を明記することとしている。

救急報告書は救急業務終了後に作成するものであり、概要欄の記載については救急隊員が聴取対象者の口述したとおりをそのまま全て記載することは、事実上困難なので、救急業務中に聴取した情報を要約して表記している。

###### イ 訂正請求 2

(ア) 非訂正の決定をした理由

当該欄は、救急隊員が搬送傷病者を観察した結果を記載するものであり、本救急事案においては救急車内収容時に搬送傷病者（申立人）の観察を行い、その状態を評価し記載したものであるため。

(イ) 決定理由の説明

条例 28 条 1 項は、事実には誤りがあると思料されるときは、その訂正を請求することができることとされているので、当該欄は評価の部分であり訂正請求の対象外である。

申立人は、救急車内収容時は意識不明であったと主張しているが、救急車内収容時の観察はある程度の時間を要するため、観察途中で意識が戻ったと考えられる。現に、申立人によれば、救急車のドアが閉まったことを記憶しており、救急車内収容後、間もなく意識を回復したものと考えられる。

ウ 訂正請求 3

(ア) 非訂正の決定をした理由

報告書を作成する際に、当該欄は搬送傷病者（本人）又は家族等から聴取出来なければ記載しないため。

(イ) 決定理由の説明

救急隊が搬送傷病者に接触してから搬送先病院の医師に引継ぐまでの間に聴取したものと考えられる。

異議申立書に「既往症の薬の副作用のことは——病院へ到着後、職員か救急隊員かは不明であるが薬の手帳を見せて副作用があることを話した記憶があり、この時に得た情報と思うが、消防署長の説明では救急車内での聴取と聞いたので事実と異なる。」とあるが、救急車内での聴取であるというような断定的な説明はしていない。

なお、訂正請求の際に、申立人は、「救急隊員が申立人の携行品から無断で薬の手帳を取り出し、この手帳により既往症を知ったか、或いは医師から聞いたのではないか。」と主張しているが、このようなことは行わない。

5 審査会の判断

- (1) 条例 28 条では、「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると思料するときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。」と規定し、また条例 30 条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求

に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

(2) 以下訂正請求があった個人情報について訂正すべきものかどうか検討する。

#### ア 訂正請求 1

申立人の申立ては、本人から聴取と書いてある以上、聴取した内容が書かれているべきだが、救急車到着時に意識が無く、——が——にぶつかったということ自体が分からず、そのようなことを発言していないため、事実と異なるので訂正して欲しいというものである。

救急報告書は、相模原市救急業務規定 28 条に基づき消防署長に報告するため、救急活動を行っている最中に記録された救急活動記録票に基づき救急業務終了後に作成される。その際、当該報告書にどのような事実をどのように記載すべきかについては、前述の 4 (3) (イ) にあるとおり、「記載に関するマニュアル等を整備していないが、従前から記入方法については事故の概要を誰が見ても一目で分かるように要点をまとめて簡潔に明記するものとしている。また、聴取を行った場合には聴取対象者を明記する」とされている。そうであるとすると、当該報告書の「概要」欄の記載は、原則的には、救急活動を行った消防職員が救急活動の過程で自ら認識した事故の概要を客観的かつ簡潔に記載することで足りるといえ、仮に、当事者等から聴取を行った場合でも、聴取対象者を明記する以上の記載は求められておらず、まして聴取内容をそのまま採録することが求められているとはいえない。

本件報告書の「概要」欄の記載は、救急活動の際に記録された救急活動記録票の記載をそのまま再録するとともに、合わせて、当事者本人からも聴取を行ったという事実が付加されたものである。そして、「概要」欄に記載された事故の内容には、事実誤認が含まれているとはいえない。

そうであるとすれば、本件訂正の申立ては、条例 28 条にいう「事実には誤りがある」という場合に該当せず、条例 30 条にいう「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとはいえず、訂正の必要はないものと考えられる。

#### イ 訂正請求 2

申立人は車内収容時には意識が無く、その後意識が戻ったので、その経過を記載すべきだと主張する。しかしながら、当該報告書の当該欄は、救急隊員等が、傷病者の状態を観察した事実から判断される「評価」を記載するも

のであって、観察した「事実」そのものを記載するものではない。

したがって、当該欄の記載は、条例 28 条にいう「事実」に該当するものとはいえないので、訂正請求の対象となるものではない。

#### ウ 訂正請求 3

申立人が、「病院搬送後、白衣の男へバッグに薬の手帳があると話し、手帳を見せたことがある。」とし、実施機関も「救急隊が搬送傷病者に接触してから搬送先病院の医師に引継ぎまでの間に聴取したものと考えられる。」としていることから、当該欄の記載内容は客観的事実と異なるものではないため、訂正の必要はないものとする。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 3 月 17 日	・ 諮 問
3 月 31 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
4 月 9 日	・ 審 議
4 月 20 日	・ 審 議 ・ 実施機関の職員から理由説明の聴取
5 月 25 日	・ 審 議 ・ 異議申立人からの意見陳述
6 月 22 日	・ 審 議

第 2 部会委員 西澤 宗英  
新山 一雄  
後藤 光男